

私たちのまちを色鮮やかに 「フラワーオーナー」を募集します

私たちの住む松伏町の「色鮮やかなまちづくり」に、フラワーオーナーとして参加いただく方を募集します。まちづくりにあなたの力を活かしてください。



- 内容／ポーチュラカの育成、花植え、花壇の維持管理（除草等）
- 場所／県道越谷野田線沿い（大字松伏又は田中）
- 募集対象／花に興味のある個人、団体、企業
- 募集期間／随時募集
- その他／
 - ・活動は自分のスケジュールに合わせて可能です。
 - ・花や肥料等は町から配布します。
 - ・花壇に名前入りの木札を設置します。
 - ・花壇の区画面積は希望を伺います。（平均約7㎡）



引越しに伴うごみの処理について

粗大ごみの収集の申込みはお早めに！

引越しに伴うごみは、次のように処分してください。

粗大ごみ（有料）	○戸別収集 中間処理場へ申込みをしてください。 収集日 3月2日（月）～12日（木）※土・日曜を除く 4月6日（月）～15日（水）※土・日曜を除く ○直接搬入 予約は不要です。中間処理場の受付時間内に搬入してください。 【中間処理場の受付時間】 月～金曜日、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後4時 ※祝日も受け付けます。
ビン、金属、雑芥	○収集日を確認のうえ、集積所に出してください。 ○引越しの場合に限り、中間処理場へ搬入することができます。事前に環境経済課へ連絡のうえ、指定袋に入れて搬入してください。
ペットボトル	月1回の集積所収集またはスーパー・公共施設の回収ボックスへ出してください。 ○回収場所 いなげや松伏店、町役場、中央公民館、赤岩地区公民館、B & G 海洋センター、老人福祉センター、ふれあいセンターかがやき
もえるごみ	必ず週2回の収集日に出してください。（中間処理場では受け付けません。）

■粗大ごみの予約受付 中間処理場 ☎992-0531

■ごみに関する問合せ 環境経済課 ☎991-1839

吉川松伏消防組合のお知らせ

春の火災予防運動について

3月1日（日）から1週間、「春の火災予防運動」が行われます。

「火のしまつ 君がひなくて 誰がする」を統一標語に、家庭や職場における安全の推進、防火安全対策の徹底等、火災予防を呼びかけています。

住宅防火 いのちを守る 七つのポイント

- 3つの習慣
 - ・寝たばこは、絶対やめる。
 - ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～設置をしてください～

住宅用火災警報器は、吉川松伏消防組合火災予防条例で全ての住宅に設置が義務付けられています。

設置場所については、ホームページ又は、消防本部予防課までお問合せください。

～注意してください～

「消火器」や「住宅用火災警報器」を高額な値段で販売する業者が増えていきますので、注意してください。

■問合せ／吉川松伏消防組合消防本部

☎048-982-3931

URL <http://www.yoshimatsu-119.jp>